



流域治水の推進について

東北地方整備局

東北各地で頻発化・激甚化する水災害

■近年、東北地方においては、**毎年のように大規模な洪水が発生。**

H29.8、H30.5にも
氾濫被害が発生



H29.7洪水 雄物川
(秋田県)

H25.8洪水 岩木川
(青森県)



H28.8台風10号 小本川ほか(岩手県)

R1東日本台風でも
氾濫被害が発生



H27.9関東東北豪雨 吉田川
(宮城県)

H30.8洪水 最上川(山形県)



R2.7豪雨 最上川
(山形県)

H25.8、H26.8洪水 最上川
(山形県)



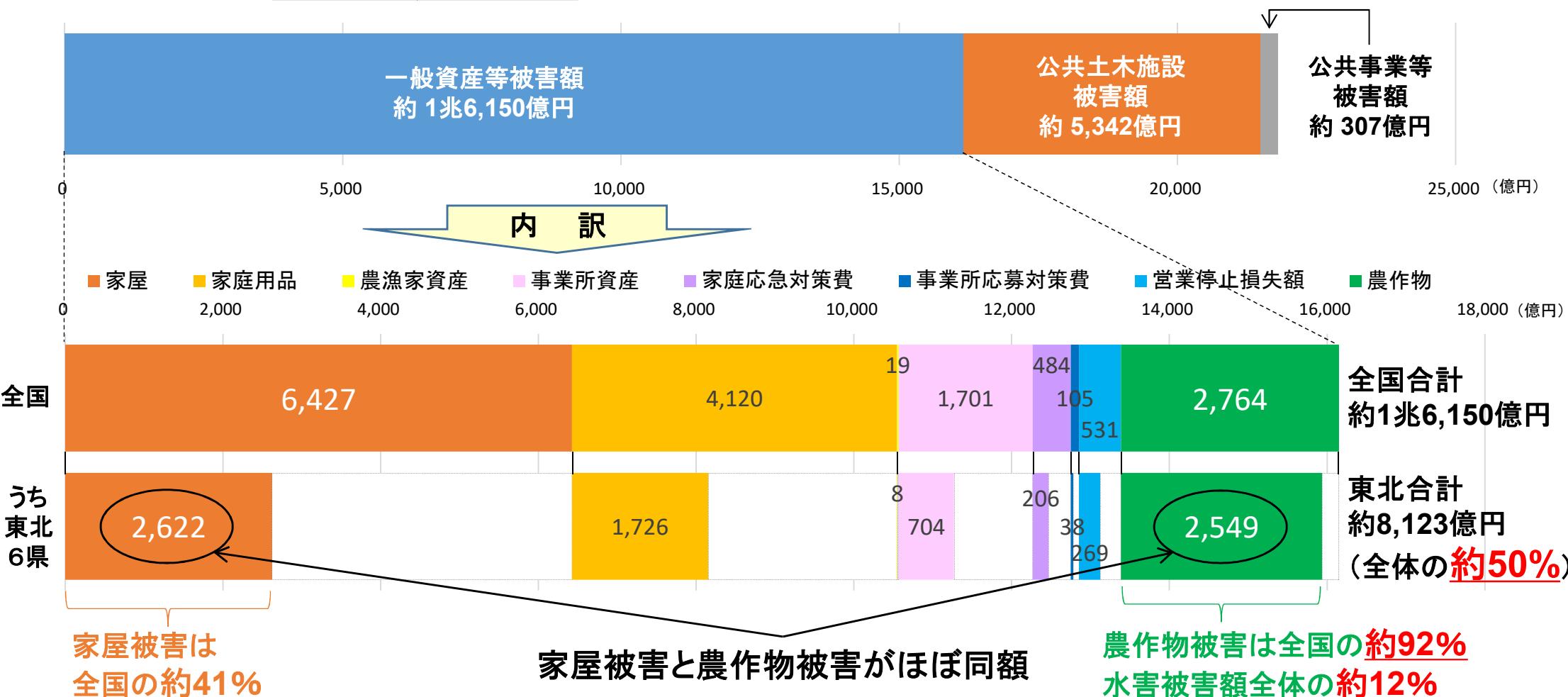
R1.10東日本台風 阿武隈川
(福島県・宮城県)

令和元年の水害による東北地方の被害

- 令和元年は全国的に記録的な水害が発生した。全国の水害被害額の約1割は東北の農作物被害であった。
- 被害額の大部分の要因である東日本台風は米の収穫後の発生であったが、もし収穫前の発生であれば被害額は甚大なものになっていたと推測される。

■令和元年の水害被害額

全国で 約 2兆1,800億円 (S36統計開始以来最大) ※うち、東日本台風は 約 1兆8,800億円



流域治水の推進（連絡調整会議の設置と議論）

～実効的なプロジェクト推進に向けた支援体制の構築に向けて～

- ・流域治水プロジェクトを着実に進めていくために、関係機関間の連携をより強化する。
- ・また、流域治水プロジェクトの検討中メニューについては、具体的な取り組みに向け各種調整が必要があり、事業化に向けた様々な課題等も生じてくることが想定される。
- ・以上により、東北管内13の流域プロジェクトを実効的に進めて行くため、地方局レベルで各流域治水協議会を支援する体制を構築する。

■目的

各流域治水協議会構成機関が実施する「流域治水プロジェクト」の実施メニューを確実に実施するため、各省庁が連携した財源確保に資する補助事業、制度・法令の創設・緩和等に関する連絡調整をはじめ、事業推進における課題・要望・提言等に対する助言等を行うことを目的とする。

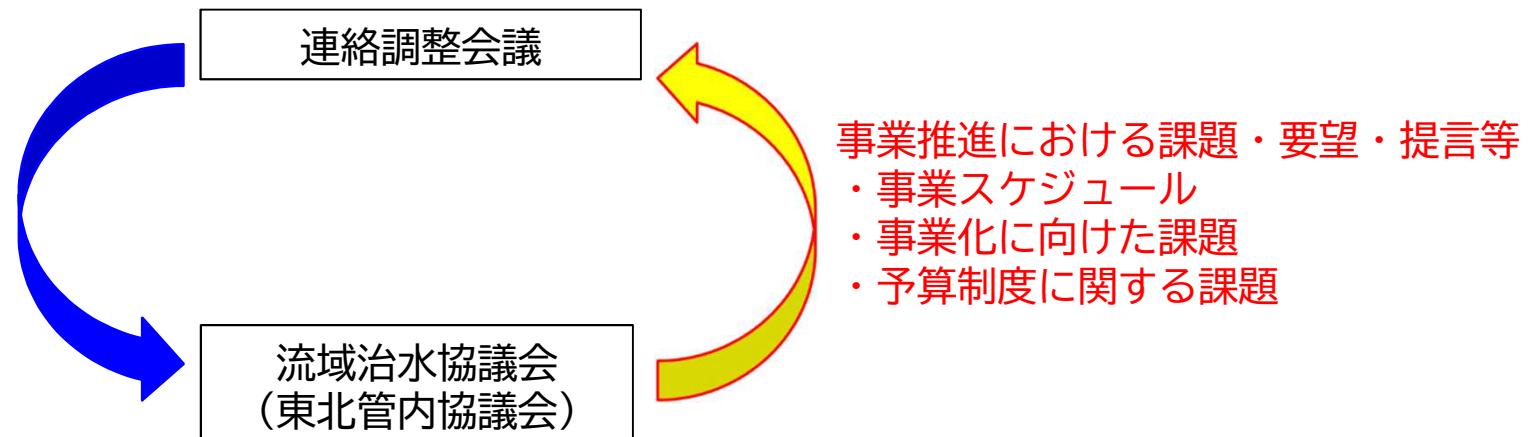
■構成機関（当面）

- ・東北農政局、東北経済産業局、東北運輸局、東北森林管理局、仙台管区気象台、東北地方整備局など

■開催頻度

- ・R3年5月25日に設置
- ・以降、必要に応じて開催

- 補助・制度に関する助言等
- ・補助事業の提案・助言
 - ・予算制度に関する助言
 - ・障害の取り除き等



流域治水の推進（連絡調整会議の設置と議論）

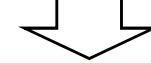
- 実効的なプロジェクト推進に向けた支援体制の構築として、関係地方支部局での「連絡調整会議」を令和3年5月25日に設立。
- プロジェクト推進における課題・要望・提言等に対する助言を図っていくため、議論や意見交換をスタートし、スマート田んぼダム導入実証事業の実施予定や中小企業向けの事業継続力強化の法制度の活用など支援策について情報共有及び意見交換を実施。
- 協議結果を次回以降の各流域治水協議会に共有し、プロジェクトに反映させていく。

会議で出た主なキーワード

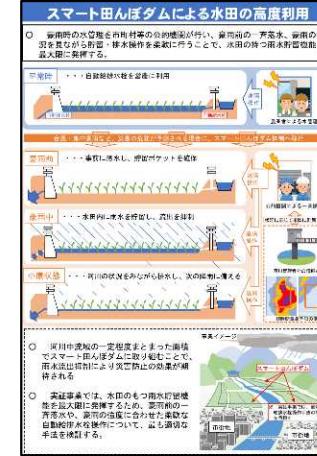
スマート田んぼダム導入実証事業

東北農政局より

全国で8箇所のうち、東北では宮城県大崎市、秋田県美郷町の2箇所で実施予定。



・先行事例を紹介しながら、地域への浸透を図っていく



会議開催状況

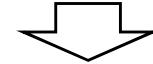


止水壁の設置イメージ
東北経済産業局より、紹介があった「中小企業向けの事業継続力強化の法制度」
⇒設備投資に関する特別償却で建物附属設備（止水壁等）も対象となる

中小企業防災・減災投資促進税制

東北経済産業局より

・R元年7月に中小企業向けの事業継続力強化の法制度を一部改正し、水害を含めた災害対策に取り組む企業の認定制度が創設され、複数認定している。止水壁の整備など防災投資への支援が可能となっている。



・阿武隈川流域の郡山市で活用できないか検討・調整
・他流域でも、中小企業を抱える工業地帯で制度活用できないか展開

資料1 附録「流域治水プロジェクト推進における課題・要望・提言等」について							
年	対象区域	課題	問題	要望	提言等	参考資料	備考
実証実験による流域治水技術の検証と評価							
2023年	東北農政局	スマート田んぼダムによる水田の高度利用	スマート田んぼダムによる水田の高度利用	スマート田んぼダムによる水田の高度利用	スマート田んぼダムによる水田の高度利用	スマート田んぼダムによる水田の高度利用	スマート田んぼダムによる水田の高度利用
止水壁の設置							
2023年	東北経済産業局	止水壁の設置	止水壁の設置	止水壁の設置	止水壁の設置	止水壁の設置	止水壁の設置
中小企業防災・減災投資促進税制							
2023年	東北経済産業局	中小企業防災・減災投資促進税制	中小企業防災・減災投資促進税制	中小企業防災・減災投資促進税制	中小企業防災・減災投資促進税制	中小企業防災・減災投資促進税制	中小企業防災・減災投資促進税制

勉強会の開催

各省庁の施策の個表を作成し、各流域治水協議会で勉強会を実施していきたい

東北地方整備局より



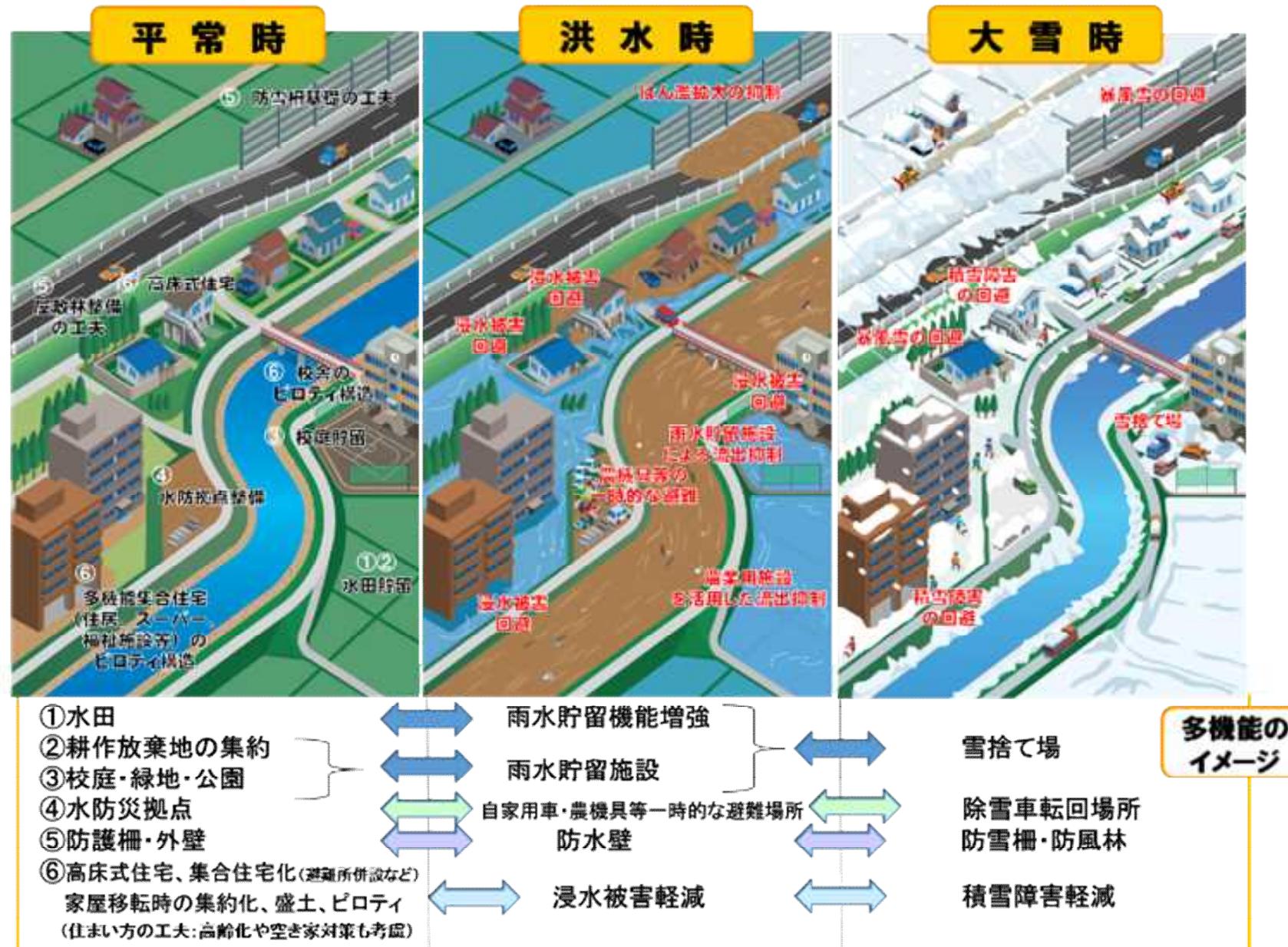
・担当者の資質向上
・地域の課題に対して知恵を出し合ってフィードバックしながら、対策の具現化へ

各流域治水協議会から
課題や要望等を確認・集約

↓
対応方針や回答を調整し、
今後、各流域治水協議会
に情報提供を実施

流域治水の推進（多機能インフラのイメージ）

【農業や雪国等の東北地方の特性を考えた流域治水プロジェクトのメニュー（案）】
(多機能インフラを念頭に～平常時・洪水時・大雪時～)



流域治水の推進（他水系の取組事例）

- 地区ごとの特徴・被害形態が様々なことを踏まえ、まちづくりとも連携した取り組みを検討。
- 令和元年東日本台風で大きな被害が生じた郡山市や須賀川市等で議論を実施。

■阿武隈川上流

郡山ブロック 流域治水概要

【実施主体:国、県、市、大学、企業】

阿武隈川本川や支川の改修を進めるとともに、市街地の貯留施設整備や災害リスクを考慮したまちづくりにより、郡山ブロックにおける浸水被害の軽減を図る。



流域治水の推進（他水系の取組事例）

- 流域治水の取り組みを推進していくにあたり、県、市町村等にアンケートを取り、各地区における具体的な課題を抽出・整理。
- 課題を解決するため、必要な取り組みを検討し、協議会で議論を実施。

■鳴瀬川水系 吉田川



● 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律(令和3年法律第31号)

<予算関連法律>

【公布:R3.5.10 / 施行:公布の日から3ヶ月又は6ヶ月以内で政令で定める日】

背景・必要性

○近年、令和元年東日本台風や令和2年7月豪雨等、全国各地で水災害が激甚化・頻発化

○気候変動の影響により、21世紀末には、全国平均で降雨量1.1倍、洪水発生頻度2倍になるとの試算（20世紀末比）

降雨量の増大等に対応し、ハード整備の加速化・充実や治水計画の見直しに加え、上流・下流や本川・支川の流域全体を俯瞰し、国、流域自治体、企業・住民等、あらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」の実効性を高める法的枠組み「流域治水関連法」を整備する必要

法律の概要

1. 流域治水の計画・体制の強化 【特定都市河川法】

◆ 流域水害対策計画を活用する河川の拡大

- 市街化の進展により河川整備で被害防止が困難な河川に加え、自然的条件により困難な河川を対象に追加（全国の河川に拡大）

◆ 流域水害対策に係る協議会の創設と計画の充実

- 国、都道府県、市町村等の関係者が一堂に会し、官民による雨水貯留浸透対策の強化、浸水エリアの土地利用等を協議
- 協議結果を流域水害対策計画に位置付け、確実に実施

2. 沼澤ができるだけ防ぐための対策

【河川法、下水道法、特定都市河川法、都市計画法、都市緑地法】

◆ 河川・下水道における対策の強化 ◎ 堤防整備等のハード対策を更に推進（予算）

- 利水ダムの事前放流の拡大を図る協議会（河川管理者、電力会社等の利水者等が参画）の創設（※予算・税制）
- 下水道で浸水被害を防ぐべき目標降雨を計画に位置付け、整備を加速
- 下水道の樋門等の操作ルールの策定を義務付け、河川等から市街地への逆流等を確実に防止

◆ 流域における雨水貯留対策の強化

- 貯留機能保全区域を創設し、沿川の保水・遊水機能を有する土地を確保
- 都市部の緑地を保全し、貯留浸透機能を有するグリーンインフラとして活用
- 認定制度、補助、税制特例により、自治体・民間の雨水貯留浸透施設の整備を支援（※予算関連・税制）

3. 被害対象を減少させるための対策

【特定都市河川法、都市計画法、防災集団移転特別措置法、建築基準法】

◆ 水防災に対応したまちづくりとの連携、住まい方の工夫

- 浸水被害防止区域を創設し、住宅や要配慮者施設等の安全性を事前確認（許可制）
- 防災集団移転促進事業のエリア要件の拡充等により、危険エリアからの移転を促進（※予算関連）
- 災害時の避難先となる拠点の整備や地区単位の浸水対策により、市街地の安全性を強化（※予算関連）

4. 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

【水防法、土砂災害防止法、河川法】

- 洪水等に対応したハザードマップの作成を中小河川等まで拡大し、リスク情報空白域を解消
- 要配慮者利用施設に係る避難計画・訓練に対する市町村の助言・勧告によって、避難の実効性確保
- 国土交通大臣による権限代行の対象を拡大し、災害で堆積した土砂の撤去、準用河川を追加



【目標・効果】気候変動による降雨量の増加に対応した流域治水の実現

(KPI) ○浸水想定区域を設定する河川数: 2,092河川(2020年度) ⇒ 約17,000河川(2025年度)

法改正の背景・必要性

気候変動の影響

速やかに対応

- 今既に激甚化している水災害に対応するため、国・都道府県・市町村が早急に実施すべきハード・ソフト一体となった対策の全体像を明らかにする **「流域治水プロジェクト」を速やかに実施**
(令和2年度内に全1級109水系で策定済)
〔国管理河川で**戦後最大規模洪水**に、都市機能集積地区等で**既往最大降雨**による内水被害に対応〕

将来の気候変動(降雨量の増大等)を見込んだ治水計画の見直し

将来の気候変動を見込んだ更なる対応

- 現行計画よりも増大する降雨等（外力）に対応するため、河川対策の充実をはじめ、上流・下流や本川・支川の流域全体を俯瞰した、関係者による**流域治水を更に拡充**

法的枠組「流域治水関連法」の整備が必要



1. 流域治水の計画・体制の強化【特定都市河川法】

(1) 流域水害対策計画を活用する河川の拡大

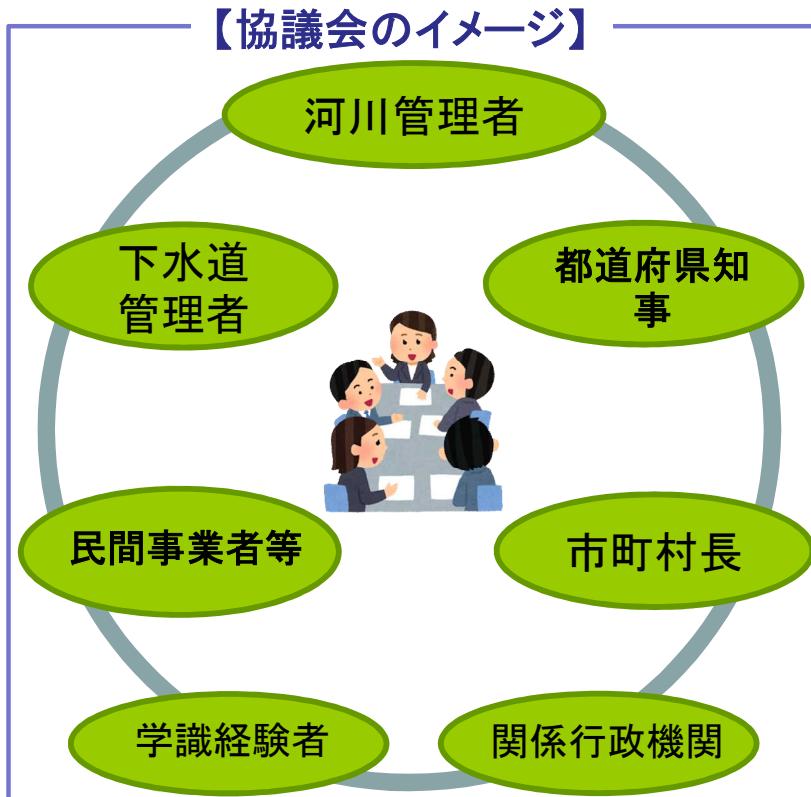
- 計画策定の対象河川に、市街化の進展により河川整備で被害防止が困難な河川に加え、自然的条件により被害防止が困難な河川※を追加（全国の河川に拡大）

※バックウォーター現象のおそれがある河川、狭窄部の上流の河川等

（特定都市河川法）

(2) 流域水害対策に係る協議会の創設と計画の充実

- 国、都道府県、市町村等の関係者が一堂に会し（協議会）、雨水貯留浸透対策の強化、浸水エリアの土地利用等を協議
- 協議結果を流域水害対策計画に位置付け ➡ 様々な主体が流域水害対策を確実に実施



【流域水害対策計画の拡充】

- 河川管理者による河道等の整備に加えて、流域における雨水貯留浸透対策などで被害防止
- 現行**
- 河川・下水道管理者による雨水貯留浸透対策が中心
- 追加**
- 地方公共団体と民間による雨水貯留浸透対策の強化
(地方公共団体の施設と認定民間施設による分担貯留量の明確化)
 - 土地利用の方針（保水・遊水機能を有する土地の保全、著しく危険なエリアでの住宅等の安全性の確保）

（特定都市河川法）

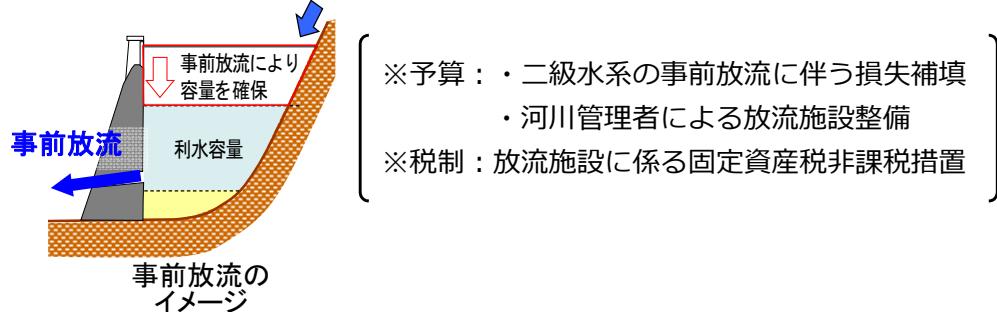
2. 水害をできるだけ防ぐための対策

【河川法、下水道法、特定都市河川法、都市計画法、都市緑地法】

(1) 河川・下水道における対策の強化

◎ 中長期的計画に基づく堤防整備等のハード対策を更に推進(予算)

- 河川管理者、利水者（電力会社等）等で構成する法定協議会を設置。利水ダムの事前放流の拡大を協議・推進（河川法）



- 下水道で浸水被害を防ぐべき目標降雨を計画に位置付け、整備を加速（下水道法）

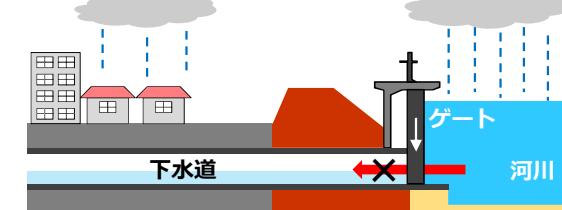
- 下水道の樋門等の操作ルールの策定を義務付け、河川等から市街地への逆流等を確実に防止（下水道法）

<下水道整備による浸水対策の例>



名古屋中央雨水調整池（建設中）
(貯留量：約104,000m³)

<樋門による逆流防止のイメージ>



(2) 流域における雨水貯留対策の強化

- 沿川の保水・遊水機能を有する土地を、貯留機能保全区域として確保（盛土行為等に対する届出義務と勧告）（特定都市河川法）



貯留機能保全区域のイメージ

- 貯留浸透に資する都市部の緑地を保全し、水害の被害を軽減するグリーンインフラとして活用（都市緑地法）



グリーンインフラのイメージ

- 認定制度、補助、税制特例、地区計画等を駆使して、官民による雨水貯留浸透施設の整備を推進（特定都市河川法、下水道法、都市計画法）

<雨水貯留浸透施設整備のイメージ>



法律補助で、地方公共団体による整備を促進（※予算関連）

都道府県知事等の認定（法律補助や固定資産税軽減）で、民間による整備を促進（※予算関連・税制）

地区計画に位置づけることで、施設の整備を担保

3. 被害対象を減少させるための対策【特定都市河川法、都市計画法、防災集団移転特別措置法、建築基準法】

水防災に対応したまちづくりとの連携、住まい方の工夫

① 浸水被害防止区域を創設し、住宅や要配慮者施設等の安全性を事前確認 (特定都市河川法)

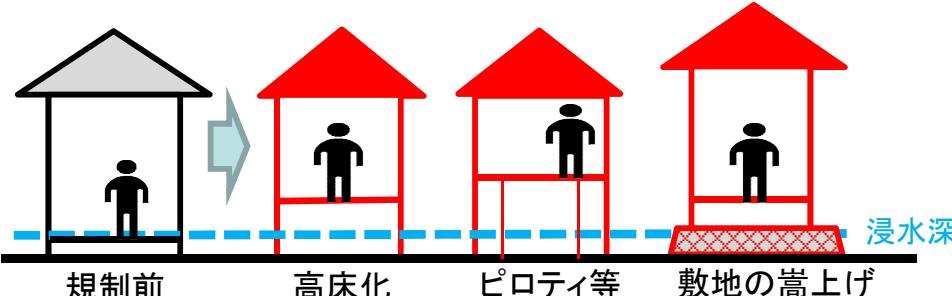
- 浸水被害の危険が著しく高いエリア
- 都道府県知事が指定
- 個々の開発・建築行為を許可制に
(居室の床面の高さが浸水深以上、建築物が倒壊等しない安全な構造)
※平成30年7月豪雨では、死亡者の多くが住宅で被災



浸水被害の危険が著しく高いエリアのイメージ

② 地区単位の浸水対策を推進 (都市計画法)

- 地域の実情・ニーズに応じたより安全性の高い防災まちづくり
- 地区計画のメニューに居室の床面の高さ、敷地の嵩上げ等を追加



③ 防災集団移転促進事業を拡充し、危険なエリアから安全なエリアへの移転を促進 (防集法) (※予算関連)

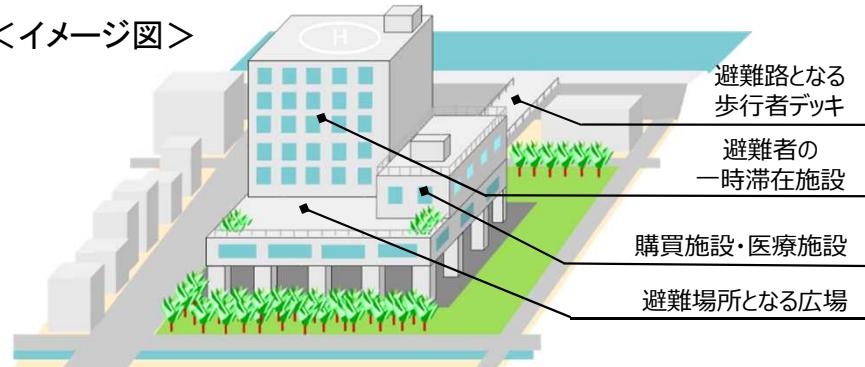
- 防災集団移転促進事業のエリア要件の拡充
 - 【現行の区域】 災害が発生した地域・災害危険区域
 - 【追加】 浸水被害防止区域のほか、地すべり防止区域
急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域を追加

- 事業の担い手を都道府県・URに拡充
 - { ①都道府県による事業の計画策定
②URによる事業の計画策定・事業実施の本来業務化 }

④ 災害時の避難先となる拠点の整備 (都市計画法)

- 水災害等の発生時に住民等の避難・滞在の拠点となる施設を都市施設として整備 (※予算関連)

<イメージ図>



4. 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策【水防法、土砂災害防止法、河川法】

(1) リスク情報空白域の解消

- 想定最大規模の洪水、雨水出水、高潮に対応したハザードマップ作成エリア（浸水想定区域）を、現行の大河川等から住家等の防御対象のあるすべての河川流域、下水道、海岸に拡大（水防法）

- ※ 令和元年東日本台風では、阿武隈川水系の中小河川において、人的被害が発生
- ※ 浸水想定区域を設定する河川の目標数
(現在) 約2,000河川 ⇒ (今後) 約17,000河川 (2025年度)

(2) 要配慮者施設に係る避難の実効性確保

- 要配慮者施設に係る避難計画や避難訓練に対し、市町村が助言・勧告
(水防法、土砂災害防止法)

- ※ 令和2年7月豪雨により、避難計画が作成されていた老人ホームで人的被害が発生。

(3) 被災地の早期復旧

- 国土交通大臣による権限代行の対象を拡大（河川法）

【対象河川】

- ・都道府県管理河川
(1級河川の指定区間、2級河川)



- (追加)
・**市町村管理河川**
(準用河川)

【対象事業】

- ・改良工事・修繕
- ・災害復旧工事



- (追加)
・**災害で堆積した河川の土石や流木等の排除**



国が準用河川の災害復旧を代行することが想定される例
(平成29年九州北部豪雨(福岡県・筑後川水系))